

社会福祉法人 森友会 ふれあいの森保育園

利用契約書兼重要事項説明書

〈令和8年4月1日〉

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人森友会
代表者氏名	理事長 立山貴史
法人の所在地	大分県大分市顕徳町二丁目2番41号
法人の電話番号	097-536-6006
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業

2 事業の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これからの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3 運営の方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

また保育の提供にあたっては、本園を利用する子ども（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。

さらに当園は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、東京都、国分寺市等関係区市町村、小学校、他の保育園、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

5 保育理念

すべての子どもの最善の利益のために

6 保育目標

- (1) 「心身の調和的発達」を促す保育
すべての子どもが、自分の流れで園生活を楽しむ。
- (2) 「基本的生活習慣」の育成を進める保育
すべての子どもが、無理なく自立の道を歩む。

- (3) 「集団への参加と自主協調の態度」を養う保育
すべての子どもが、協力・共同の喜びを知る。
- (4) 「正しい言語生活や自然・社会現象に対する興味・関心」を育てる保育
すべての子どもが、自然・社会に積極的に関わる。
- (5) 「子どもらしい表現によって、生きる力の基礎」を培う保育
すべての子どもが、自分なりに表現を楽しんで発表する。

7 ふれあいの森保育園の概要

施設の種類	認可保育所
施設の名称	ふれあいの森保育園
所在地	東京都小平市学園西町2丁目9番17号
連絡先	電話番号：042-312-3922 FAX：042-312-3923
施設概要	園舎構造：鉄骨造3階建 敷地面積：634.29㎡ 延べ床面積：540.98㎡ 園庭面積：343.71㎡
法人創立年月日	平成13年2月5日
事業認可年月日	平成29年4月1日
施設長氏名	園長 遠藤 智子
利用定員	2号認定 3歳児18人 4歳児18人 5歳児18人 計54人 3号認定 0歳児6人 1歳児10人 2歳児10人
職員数	20人
特別保育の実施状況	延長保育、零歳児産休明け保育（生後57日～）
職員への研修の実施状況	職種及び経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医、看護師	○内科医 鈴木 理永（鈴木内科小児科医院） ○歯科医 中澤 俊哉（中澤歯科医院） ○看護師 佐藤 雅代

8 開所日・開所時間及び休所日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
2号3号認定 保育時間	【保育標準時間】 午前7時00分～午後6時00分の11時間 【保育短時間】 午前8時30分～午後4時30分の8時間
延長保育	【保育標準時間】 午後6時00分～午後8時00分

	【保育短時間】 午後４時３０分～午後７時００分
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

9 職員体制（令和８年４月１日現在）

職名人	人数	職名	人数	職名	人数
園長	１人	主任保育士	１人	看護師	１人
常勤保育士	１１人	非常勤職員	６人		
栄養士 (法人兼任)	１人	調理員 (外部委託)	４人		

※ 年度の途中で異動する場合は、その都度、園だより等でお知らせします。

10 保護者の負担について（子ども一人当たり）

(1) 毎月の保育料

保育料は、お住まいの自治体が決定します。
(納入方法は、各自治体におたずねください。)

(2) 実費徴収

保護者にご負担いただくものとして、以下のものがあります。

- ア 副食費（原則３歳児～５歳児） １ヵ月 ４,５００円
- イ 延長保育料（下記に詳細を記載）
- ウ 夕食代 ３００円/１食
- エ 給食試食会の給食費 １食 ３５０円
- オ ５歳児卒園アルバム代 １冊 ２,０００円程度（園と折半）

延長保育料は利用の形態により次のとおりとなります。

【保育標準時間】

時間	スポット日額	月額
１８：００～１８：２９	４００円	２,０００円
１８：３０～１８：５９	６００円	３,０００円
１９：００～１９：２９	９００円	４,５００円
１９：３０～２０：００	１,２００円	６,０００円

【保育短時間】

時間	スポット日額	月額
１６：３０～１６：５９	２００円	無
１７：００～１７：２９	４００円	
１７：３０～１９：００	６００円	

１８：００以降は、標準時間の料金が加算されます。

なお、 ７：００～８：３０までの料金は徴収しません。

- ※ 月極契約とする延長保育・夕食は、必ず利用前月の２０日までにお申し込みください。
- ※ 閉園時刻（２０時００分）を超えてのお預かりはできません。
- ※ 公共交通機関の遅延の場合でも延長保育時間料金の調整は行いません。
- ※ 実費徴収の代金は原則として毎月２８日（休日の場合翌営業日）にゆうちょ銀行口座から引き落としさせていただきます。

11 食事について

当園の食事の方針	当園では食事に対する目標を「家庭的な雰囲気楽しく食べること」とし、落ち着いた環境で「生きる力」の基礎を培います。食事を食べ始める時間は、ご家庭のライフスタイルに合わせた子どもの食べたい（意欲）タイミングになります。おいしく楽しく食べること、苦手な素材もおいしそうに食べているお友達や保育士の姿をきっかけに、食べてみたくなる気持ちが育つことを大切にしています。 献立は、旬の食材を含む多くの食材を使用し園内の厨房で調理します。調理方法も素材の味や食感を活かせるように努めます。
提供方法	自園調理（調理業務はウオクニ株式会社に委託して実施）
献立表	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をれんらくアプリにて配信します。ただし、食物アレルギーによる除去食対応の方については、個別にアレルギー対応献立表をお配りします。
食物アレルギー等への対応	食物アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を本園に提出してください。 個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき、当園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します（すべてのアレルギー食物の除去には対応できない場合もあります。）。
衛生管理等	調理師及び保育士含め、全ての職員が、毎月、検便を行います。

12 年間行事予定

保護者会や個人面談などは、時期が変更することがあります。また、公共施設の都合で時期が変更することもあります。各行事の日程は早めに決め、別途、お知らせします。

◎ 毎月の行事：身体測定、避難訓練

◎ 下表のほか、随時、開催するもの …… 栄養相談、育児相談、健康相談

下表の★印は、保護者に是非、参加していただきたい行事です。

月	行 事 内 容
4 月	・入園・進級を祝う会 ・ピクニック ★保育参加、給食試食会
5 月	・内科健診
6 月	★個別面談（6～7月） ・歯科検診
7 月	★夏祭り
8 月	
9 月	★もりんぴっく（運動会）
10 月	・4, 5 歳児 遠足 ★乳児保育参加
11 月	・内科健診
12 月	★幼児 フェスティバル ・おたのしみ会 ・歯科検診
1 月	★保護者会 ・もちつき
2 月	・節分 ・5 歳児 思い出遠足
3 月	★5 歳児 卒園を祝う会 ・ひな祭り

13 当園の利用に際しご留意いただきたいこと

(1) 毎朝の体温・体調等の確認

毎朝、登園前に必ず、体温や健康状態等の確認をしてください。

「れんらくアプリ(連絡帳)」に毎朝の体温の登録をお願いします。(登園前に必ず)

(2) 欠席する場合

当日の午前9時半までに、「れんらくアプリ」で必要事項を選択入力して送信し、欠席を登録してください。(1ヶ月前からでもできます。)

急な延長については、直接、園へ電話連絡してください。

(3) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふく風邪)・インフルエンザ等、所定の感染症にかかった場合は園にご連絡を頂き、登園停止期間を経過してから、医師が作成した登園許可書を持参して登園してください。(医師の診断を受け、保護者が作成する「登園許可書・登園届」が必要な感染症もあります。)

登園許可証が必要となる感染症にどんなものがあるかは、「入園のしおり」をご覧ください。

また、当園は、保育所における感染症対策ガイドラインに従い、

- ・朝の登園時に、37.5度以上の体温の場合。
- ・前日に2回以上の嘔吐や下痢便があった場合。
- ・前日に38度以上の発熱がある場合。

は、お預かりできません。

(4) 園内で伝染病が発生した場合

小平市等関係区市町村及び保健所に連絡し必要な措置を講じます。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため、原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のために日中の与薬が必要な場合に限り、保護者の承認を得た上で行うこととします。そのような必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。

なお、市販の薬を預かり飲ませることには、お断りしています。

(6) お迎えについて

お迎えの方は、園児の安全確保のため、原則、保護者とします。保護者以外の方でお迎えされたい場合は、成人以上の方で事前に保護者から連絡があった場合のみ、お子さんを引き渡します。

お迎えが遅れる場合やお迎えの方が変更になった場合は、必ず、園へ連絡してください。

(7) 当日延長保育が必要な場合

当日、急に延長保育が必要となった場合は(いわゆる、スポット利用の場合は)、速やかに園に電話して申し込んでください。15時までにご連絡をいただいた場合は補食を準備します。それ以降の場合は市販品で対応させていただきます。

(8) 家庭の事情の変更

ア 住所などの変更 イ 勤務先の変更 ウ 電話番号や緊急連絡先の変更

エ 親権者の変更など、子どもに関わることをお知らせください。

上記の変更は、必ず園にお知らせください。

(9) 転園・退園

月初めにかかりますと、保育料納入に関係いたしますので退園をお決めになりましたら早めにお知らせください。転園・退園届を小平市に提出してください。

14 利用の開始までの流れについて

- (1) 2号、3号認定（保育を必要とする子ども）の保護者が、当園の入園を希望する場合は、支給認定を受けた区市町村が指定する入所に関する申込書に必要事項を記載し、当該区市町村へお申し込みください。
- (2) 当該区市町村からの当園へ入所内定の連絡後、当園で見学及び面接（重要事項の説明や確認）を受けて入所の同意となります。
- (3) 途中入園の場合は当園指定の病院で健康診断（指定様式有）をしていただき、その結果を当園へ提出してください。
- (4) 当該区市町村からの利用が決定された通知をもって保育の利用開始となります。

15 利用の終了について

- (1) 当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。
 - ア 園児が小学校に就学したとき
 - イ 園児の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ウ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
- (2) 下記事項に該当した場合には、当園より書面にて当園との利用契約を解除する旨通知させていただきます。
 - ア 保育料等（保育料、主食費、副食費、その他経費を含む）の支払いを2ヶ月以上滞納し、支払いの催告をしたにもかかわらず14日以内に支払われないとき。
 - イ 当該園児、保護者、その家族又は関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、利用を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

※迷惑行為、背信的行為の具体例は別紙のとおりです。なお、別紙記載の具体例はあくまで一例の記載であり、これに該当しない行為であっても迷惑行為、背信的行為と判断する場合があります。

16 個人情報の保護

- (1) 保護者以外からの問い合わせ
ご家族以外の方で子どもが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じられませんので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。
- (2) 個人情報保護のためのルール
「プライバシー保護マニュアル」に基づき、利用者の個人情報の適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。
- (3) その他、保育の提供に関する記録の整備
提供した保育に係る記録や事故の記録等、適切に管理します。

17 虐待防止

いかなる場合も子どもの最善の利益を求め、安全で安心な環境を保障するため、虐待の発生予防と早期発見に努めます。その具体策として、以下の措置を講じます。

- (1) 職員を対象に虐待防止研修会を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの運用
- (3) 関係機関との連携

18 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医または主治医への連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

37. 5℃以上の熱があった時は、保護者へ連絡をする場合があります。

又、下痢・嘔吐が2回あった時、その他通常保育を行えない程の体調不良があった場合も保護者へ連絡をし、お迎えをお願いいたします。

その他、お子様の様子や園の感染状況によって、対応させて頂くことがあります。

19 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社

ア 三井住友海上火災保険株式会社 代理店：スマート保険プラン 電話番号：03-3988-4700

イ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」参照

(2) 保険の種類：一般賠償（施設賠償保険、傷害保険）

20 非常災害時の対策

避難訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練
防災設備	消火器・避難経路図
避難場所	（避難所）小平市立小平第四小学校
保護者への連絡方法	「れんらくアプリ」にて避難状況をお知らせ
避難時の園児の受渡し方法	安全が確認された後、保護者の身分証を確認の上、確実な引渡しをします。
管轄消防署	小平消防署
管轄警察署	小平警察署

※「ふれあいの森保育園 BCP（大規模災害）」及び「安全計画」を作成しています。

21 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおりに設置しています。

ふれあいの森保育園 相談・苦情担当

（園内組織）

苦情解決責任者 園長 （042-312-3922）

苦情受付担当者 主任 （042-312-3922）

第三者委員 出竿 恒夫（小平市民生委員・児童委員）

小野 昌子（小平市民生委員・児童委員）

受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。

以上、本書面にに基づき、当園で教育・保育の提供を開始にあたっての重要事項について説明しました。

住 所：東京都小平市学園西町2丁目9号17番

施設名： ふれあいの森保育園

施設長氏名： 園長 遠藤 智子

契約を解除する可能性のある行為の具体例

1. 身体的暴力

- ・物を投げつける
- ・服を引きちぎる、眼鏡を壊す
- ・刃物を向ける
- ・腕や髪を引っ張る
- ・手を払いのける
- ・机を叩く、ドアを強く閉める
- ・つばを吐く

2. 精神的暴力

- ・怒鳴る
- ・奇声や大声を発する
- ・暴言を吐く
- ・必要以上の悪口、説教をする
- ・面談等で長時間拘束する

3. セクシュアルハラスメント行為

- ・体に触る、手を握る
- ・卑猥な言葉を言う
- ・体の写真を撮る
- ・執拗に関係を迫る

4. その他

- ・当園にて予定されていない支援を求める
- ・義務にない行為を求める
- ・自宅の住所や電話番号等の個人情報を聞く
- ・ストーカー行為
- ・その他上記に準ずる行為

同 意 書

私は、書面に基づいて、ふれあいの森保育園を利用するにあたっての重要事項の説明を受け、同保育園における保育の開始について同意しました。

年 月 日

保護者住所 : _____

保護者氏名 : 父 _____ 印
(署名のみでも可)

: 母 _____ 印
(署名のみでも可)

: その他 _____ 印
(署名のみでも可)

児 童 名 : _____

児 童 名 : _____